

議第 2 1 5 号 呉市漁船巻揚施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

向漁船巻揚施設は、近年の利用が減少しており、また、耐用年数も経過し、施設の老朽化が進んでいるため、当初の設置目的を果たしたものとして廃止するものです。

2 施設の概要

施設名 向漁船巻揚施設

所在地 呉市蒲刈町向字刈浜 3 2 0 6 番地 1 3 地先

建設年 平成 4 年

施設規模等 施設面積：7 8 4 . 3 平方メートル

主要設備：斜路（長さ＝5 4 . 5 メートル）、機械室（面積＝2 1 . 3 平方メートル、コンクリートブロック造、平屋建て）、ウインチ、台車、洗浄機、照明灯

3 施設の利用状況

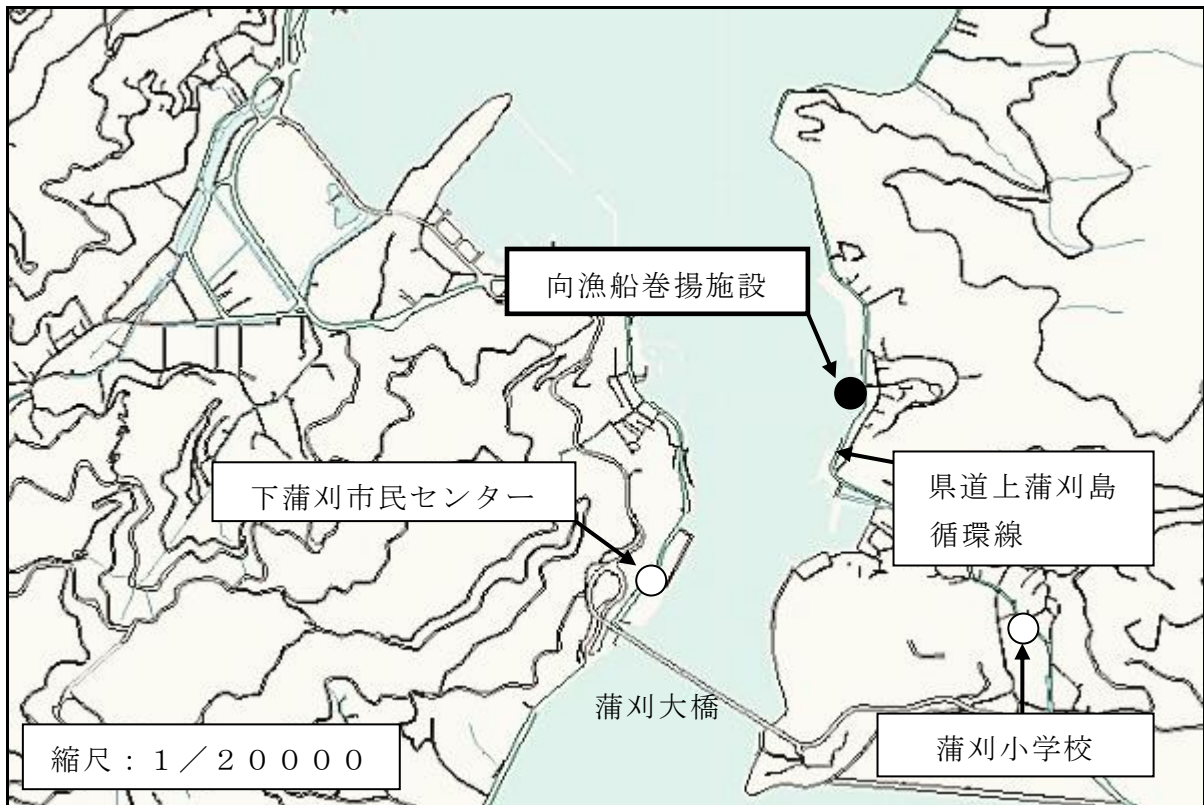
年 度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度
利用状況	1 9 件	1 5 件	1 0 件

4 関係者説明等

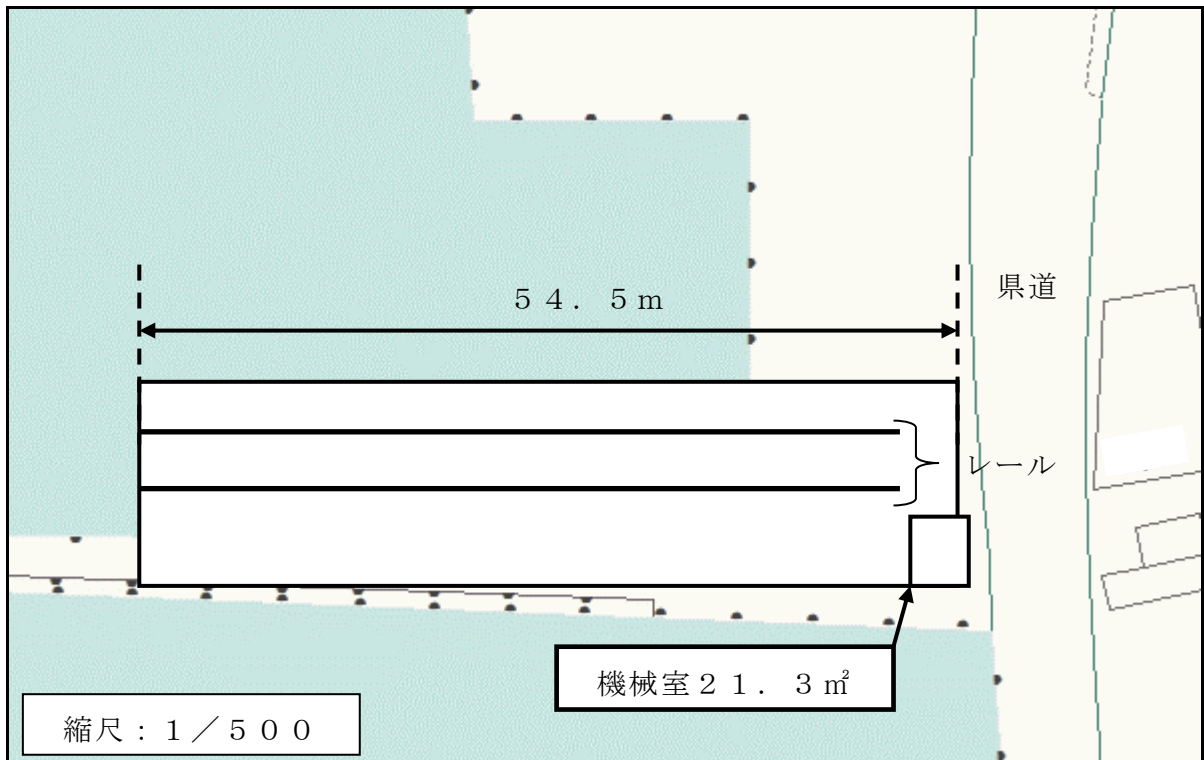
施設の廃止に先立ち、下蒲刈町漁業協同組合と事前協議を行っています。

5 位置図・配置図

(1) 位置図



(2) 配置図



6 施行期日

令和2年4月1日